

原子力発第17293号
平成29年12月15日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇 人

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更
- (2) 運用の明確化に伴う変更
- (3) 記載の適正化に伴う変更

2. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) 第3条、第6条、第10条、第119条、第130条および第132条については、この規定施行後初めて原子炉等規制法の第43条の3の29の規定による届出をするまでの間は、従前の例による。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質保証計画】</p> <p>(中略)</p>	<p>(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質保証計画】</p> <p>(中略)</p>	<p>本頁, 変更なし</p>

表1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

3条の要求事項	社内規定				制定者	制定者
	3条4.2.1の分類	一次文書 (3条以外の関連条文)	二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者		
4.1 一般要求事項	d)	品質保証規程	設備の重要度分類管理内規	社長	発電所長	
4.2.1 一般	a)	品質保証基準	-	原子力本部長	-	
4.2.3 文書管理	c)	品質保証規程 (132)	書類等管理標準 (132)	社長	原子力部長	
4.2.4 記録の管理	c)	品質保証基準 (132)	文書・品質記録管理内規 (132) 設計/調達管理標準(原子力発電所) (132) 文書・品質記録管理内規 (132)	原子力本部長	原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	
5.1 経営者のコミットメント	d)	品質保証規程 (202, 203, 119)	内部品質監査要領 (132)	社長	審査室原子力監査担当部長	
5.2 原子力安全の重視	d)	品質保証規程 (202, 203, 119)	-	社長	-	
5.3 品質方針	d)	品質保証規程 (202, 203)	-	社長	-	
5.4 計画	d)	品質保証規程 (202, 203, 119)	内部品質監査要領	社長	審査室原子力監査担当部長	
5.5.1 責任および権限	d)	品質保証規程 (4, 5)	内部品質監査要領 (4, 5)	社長	審査室原子力監査担当部長	
5.5.2 管理責任者	d)	品質保証基準 (4, 5)	品質保証委員会運営要領 (6)	原子力本部長	原子力部長	
5.5.3 プロセス責任者	d)	品質保証規程 (4, 5)	原子力発電安全委員会運営要領 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (7) 品質保証運営委員会運営内規 予防処置管理内規 設計管理内規	原子力本部長	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長	
5.5.4 内部コミュニケーション	d)	品質保証基準 (6, 7)	品質保証委員会運営要領	原子力本部長	審査室原子力監査担当部長	

変更前

表1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

3条の要求事項	社内規定				制定者	制定者
	3条4.2.1の分類	一次文書 (3条以外の関連条文)	二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者		
4.1 一般要求事項	d)	品質保証規程	設備の重要度分類管理内規	社長	発電所長	
4.2.1 一般	a)	品質保証基準	-	原子力本部長	-	
4.2.3 文書管理	c)	品質保証規程 (132)	書類等管理標準 (132)	社長	原子力部長	
4.2.4 記録の管理	c)	品質保証基準 (132)	文書・品質記録管理内規 (132) 設計/調達管理標準(原子力発電所) (132) 文書・品質記録管理内規 (132)	原子力本部長	原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	
5.1 経営者のコミットメント	d)	品質保証規程 (132)	内部品質監査要領 (132)	社長	審査室原子力監査担当部長	
5.2 原子力安全の重視	d)	品質保証規程 (202, 203, 119)	-	社長	-	
5.3 品質方針	d)	品質保証規程 (202, 203, 119)	-	社長	-	
5.4 計画	d)	品質保証規程 (202, 203)	内部品質監査要領 (4, 5)	社長	審査室原子力監査担当部長	
5.5.1 責任および権限	d)	品質保証規程 (4, 5)	品質保証委員会運営要領 (6)	原子力本部長	原子力部長	
5.5.2 管理責任者	d)	品質保証基準 (4, 5)	原子力発電安全委員会運営標準 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (7) 品質保証運営委員会運営内規 予防処置管理内規 設計管理内規	原子力本部長	原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長	
5.5.3 プロセス責任者	d)	品質保証規程 (4, 5)	品質保証委員会運営要領	原子力本部長	審査室原子力監査担当部長	
5.5.4 内部コミュニケーション	d)	品質保証基準 (6, 7)	品質保証委員会運営要領	原子力本部長	審査室原子力監査担当部長	

変更後

備考

本頁, 変更なし

表 1 つづき

3条の要求事項	3条 4.2.1 の分類	一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	社内規定		制定者
				二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	
5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程(2の2, 2の3) 品質保証基準(2の2, 2の3) 品質保証規程(2の2, 2の3)	社長 原子力本部長	—	—	—
6.1 資源の提供	d)	品質保証規程(4, 5)	社長	—	—	審査室原子力監査担当部長
6.2 人的資源	d)	品質保証規程(4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	社長 原子力本部長	設計/調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (10, 119の3) <u>定期安全レビュー(最新の技術的知見の反映評価)標準(10)</u> 高経年化対策検討標準(119の3) 新発見情報等の収集及び分析・評価標準(17の3) 設計/調達管理標準 保修訓練内規 運転訓練内規 <u>定期安全レビュー(確率論的安全評価)内規(10)</u> <u>設計/調達管理標準(原子力発電所)</u> 教育訓練内規(130, 131)	原子力部長 原子力部長 <u>原子力部長</u> 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 <u>原子力保安研修所長</u> 土木建築部長 発電所長	原子力部長 原子力部長 <u>原子力部長</u> 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
6.3 原子炉施設およびインフラ ストラクチャー	d)	品質保証規程(2の2, 2の3) 品質保証基準 (2の2, 2の3, 119, 133)	社長 原子力本部長	—	—	審査室原子力監査担当部長
6.4 作業環境	d)			運転総括内規 (12~17の8, 180の2~92, 96, 99~101, 122, 125, 128, 130~133)		発電所長
7.1 業務の計画	d)			燃料管理内規(33, 40, 69, 71, 72の2, 72の3, 74, 77, 79~84, 93~98)		発電所長
7.2 業務または原子炉施設に対する 要求事項に関するプロセス	d)			炉心管理内規(19~26, 28~34, 49)		発電所長
7.5 業務の実施	d)			放射線管理総括内規 (13, 16, 17, 17の3, 17の7, 84, 99~102, 104~117, 119)		発電所長
7.6 監視機器および測定機器 の管理	d)			保守内規(13, 16, 22, 24, 33, 35, 43~48, 51, 55, 56, 58, 60~63, 69, 70, 75, 84, 119)		発電所長
8.2.3 プロセスの監視および 測定	d)			工事管理内規(119) 化学管理総括内規(18, 47) 防災計画(原子力災害編)(120~129, 133) 火災防護計画(17, 17の7) 緊急時対応内規(17の4~17の6, 17の8) 自然災害対応内規(17の3, 17の7) 溢水対応内規(17の2)		発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
7.3 設計・開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規		原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長

変更前

表 1 つづき

3条の要求事項	3条 4.2.1 の分類	一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	社内規定		制定者
				二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	
5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程(2の2, 2の3) 品質保証基準(2の2, 2の3) 品質保証規程(2の2, 2の3)	社長 原子力本部長	—	—	—
6.1 資源の提供	d)	品質保証規程(4, 5)	社長	—	—	審査室原子力監査担当部長
6.2 人的資源	d)	品質保証規程(4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	社長 原子力本部長	設計/調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (119の3) 高経年化対策検討標準(119の3) 新発見情報等の収集及び分析・評価標準(17の3) 設計/調達管理標準 保修訓練内規 運転訓練内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規(130, 131)	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
6.3 原子炉施設およびインフラ ストラクチャー	d)	品質保証規程(2の2, 2の3) 品質保証基準 (2の2, 2の3, 119, 133)	社長 原子力本部長	—	—	審査室原子力監査担当部長
6.4 作業環境	d)			運転総括内規 (12~17の8, 180の2~92, 96, 99~101, 122, 125, 128, 130~133)		発電所長
7.1 業務の計画	d)			燃料管理内規(33, 40, 69, 71, 72の2, 72の3, 74, 77, 79~84, 93~98)		発電所長
7.2 業務または原子炉施設に対する 要求事項に関するプロセス	d)			炉心管理内規(19~26, 28~34, 49)		発電所長
7.5 業務の実施	d)			放射線管理総括内規 (13, 16, 17, 17の3, 17の7, 84, 99~102, 104~117, 119)		発電所長
7.6 監視機器および測定機器 の管理	d)			保守内規(13, 16, 22, 24, 33, 35, 43~48, 51, 55, 56, 58, 60~63, 69, 70, 75, 84, 119)		発電所長
8.2.3 プロセスの監視および 測定	d)			工事管理内規(119) 化学管理総括内規(18, 47) 防災計画(原子力災害編)(120~129, 133) 火災防護計画(17, 17の7) 緊急時対応内規(17の4~17の6, 17の8) 自然災害対応内規(17の3, 17の7) 溢水対応内規(17の2)		発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
7.3 設計・開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規		原子力部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長

変更後

実用発電用原子炉の
設置、運転等に関する
規則の改正に伴う
変更(以下、本頁同
じ)

備考

表 1 つづき

3条の要求事項	3条 4.2.1 の分類	社内規定			制定者	制定者
		一次文書 (3条以外の関連条文)	二次文書 (3条以外の関連条文)	社内規定 (3条以外の関連条文)		
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力本部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長	原子力本部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長
8.1 一般	d)	品質保証基準	原子力本部長	-	-	-
8.2.1 原子力安全の達成	d)	品質保証基準	原子力本部長	内部品質監査要領	原子力本部長	原子力本部長
8.4 データの分析	d)	品質保証基準	社長	原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (10, 119の3)	原子力本部長	原子力本部長
8.5.1 継続的改善	d)	品質保証基準	原子力本部長	定期安全レビュー(最新の技術的知見の反映評価)標準 (10) 高経年化対策検討標準 (119の3) 新知見情報等の収集及び分析・評価標準 (17の3) 定期安全レビュー(確率論的安全評価)内規 (10) 定期安全レビュー(保安活動の実施状況の評価)内規 (10) 発注所長	原子力本部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 発電所長	原子力本部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 発電所長
8.2.2 内部監査	c)	品質保証基準	社長	検査および試験管理内規 (119の2)	原子力本部長	原子力本部長
8.2.3 プロセスの監視および測定	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 異常時措置連絡要領 (133)	原子力本部長	原子力本部長
8.2.4 検査および試験	c)	品質保証基準	原子力本部長	非常事態対策要領 (133)	原子燃料部長	原子燃料部長
8.3 不適合管理	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 不適合管理内規	原子燃料部長 土木建築部長 発電所長	原子燃料部長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 不適合管理内規	原子力本部長	原子力本部長
8.5.3 予防処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 不適合管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 予防処置管理内規	原子力本部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	原子力本部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長

(以下、省略)

変更前

変更後

表 1 つづき

3条の要求事項	3条 4.2.1 の分類	社内規定			制定者	制定者
		一次文書 (3条以外の関連条文)	二次文書 (3条以外の関連条文)	社内規定 (3条以外の関連条文)		
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力本部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長	原子力本部長 原子燃料部長 土木建築部長 発電所長
8.1 一般	d)	品質保証基準	原子力本部長	-	-	-
8.2.1 原子力安全の達成	d)	品質保証基準	原子力本部長	内部品質監査要領	原子力本部長	原子力本部長
8.4 データの分析	d)	品質保証基準	社長	原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (119の3)	原子力本部長	原子力本部長
8.5.1 継続的改善	d)	品質保証基準	原子力本部長	高経年化対策検討標準 (119の3) 新知見情報等の収集及び分析・評価標準 (17の3)	原子力本部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	原子力本部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.2.2 内部監査	c)	品質保証基準	社長	検査および試験管理内規 (119の2)	原子力本部長	原子力本部長
8.2.3 プロセスの監視および測定	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 異常時措置連絡要領 (133)	原子力本部長	原子力本部長
8.2.4 検査および試験	c)	品質保証基準	原子力本部長	非常事態対策要領 (133)	原子燃料部長	原子燃料部長
8.3 不適合管理	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 不適合管理内規	原子燃料部長 土木建築部長 発電所長	原子燃料部長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 不適合管理内規	原子力本部長	原子力本部長
8.5.3 予防処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準 不適合管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 予防処置管理内規	原子力本部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	原子力本部長 原子燃料部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長

(以下、省略)

備考

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更(以下、本頁同じ)

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制および評価</p> <p>(中略)</p> <p>(原子力発電安全委員会) 第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) <u>原子炉施設の定期的な評価の結果（第10条関連）</u> (4) 本店所管の要領の制定および改正 (5) その他委員会で定めた事項 3 原子力部長を委員長とする。 4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子力部、原子燃料部のグループリーダー以上の職位の者および発電所の課長以上の職位の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 原子炉施設の定期的な評価</p> <p>(原子炉施設の定期的な評価) 第10条 <u>原子力部長は、各号炉毎および10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。</u> (1) <u>保安活動の実施の状況の評価</u> (2) <u>保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</u> 2 <u>組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価および改善ならびに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p>(中略)</p> <p>(原子力発電安全委員会) 第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 本店所管の要領の制定および改正 (4) その他委員会で定めた事項 3 原子力部長を委員長とする。 4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、原子力部、原子燃料部のグループリーダー以上の職位の者および発電所の課長以上の職位の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>第10条 削除</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更（以下、本頁同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 発電課長は、燃料を原子炉へ装荷する前までに、第84条で定期検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※¹について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。</p> <p>2 当直長は、原子炉の起動開始前までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>3 発電課長は、最終ヒートアップ開始※²までに、第3節の条文中で定期検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※³について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。</p> <p>※1：燃料を原子炉へ装荷した後に実施される確認項目を除く。</p> <p>※2：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。</p> <p>※3：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 発電課長は、燃料を原子炉へ装荷する前までに、第84条で定期検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※¹について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。</p> <p>2 当直長は、原子炉の起動開始前までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>3 発電課長は、最終ヒートアップ開始※²までに、第3節の条文中で定期検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※³※⁴について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。</p> <p>※1：燃料を原子炉へ装荷した後に実施される確認項目を除く。</p> <p>※2：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。</p> <p>※3：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※4：<u>定期検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</u></p>	<p>運用の明確化（以下、本頁同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(保守管理計画) 第 119 条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【保守管理計画】</p> <p>(中略)</p> <p>11. 保全の有効性評価 組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果 e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(保守管理計画) 第 119 条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【保守管理計画】</p> <p>(中略)</p> <p>11. 保全の有効性評価 組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価 e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(応急措置)</p> <p>第127条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常体制を発令した場合において、次の応急措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退避誘導および構内入域制限 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 消火活動 (4) <u>緊急被ばく医療</u> (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置 <p>(所員への保安教育)</p> <p>第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130-1、表130-2および表130-3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>(応急措置)</p> <p>第127条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常体制を発令した場合において、次の応急措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退避誘導および構内入域制限 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 消火活動 (4) <u>原子力災害</u>医療 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置 <p>(所員への保安教育)</p> <p>第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130-1、表130-2および表130-3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p>

表130-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容					
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	
	原子炉施設の構造、 性能に関すること	設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常の場合に講ずべき処置の概要		
放射線業務 従事者 教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関するこ と		法、令、労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内に おいて核燃料 物質、使用済燃 料またはこれら によって汚染さ れた物を取扱う 業務に就かせる 時	
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること		
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響		
	核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染さ れた物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業 の方法・順序		
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法		
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉施設保安規定	総則、品質保証、保安管理体制および評価、保安教育、記 録および報告に関すること、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	1回/10年毎 以上	
	原子炉施設の運転に 関すること	運転管理	臨界管理に関すること		
			運転上の留意事項に関すること、通則に 関すること		
			運転上の制限に関すること		
			異常時の措置に関すること		
			原子炉物理・理論に関すること		
			巡視点検に関すること		
			定期的実施するサーベランスの操作に関すること		
	運転訓練	異常時対応(現場機器対応)※3			
		異常時対応(中央制御室内対応)※3			
異常時対応(指揮、状況判断)※3					
保守管理	シミュレータ訓練Ⅰ(直員連携訓練)				
	シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・ 警報発生時対応訓練)				
	シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の対応・ 判断・指揮命令訓練)				
放射線管理に関する こと	放射線管理	放射線測定器の取扱い			
		管理区域への出入り管理等、区域管理に 関すること			
		線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること			
核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取 扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること			
	燃料管理	燃料管理における臨界管理 燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関すること			
非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること (アクシデントマネジメント対応を含む)			
		重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること			
		火災、内部溢水およびその他自然災害(地震、津波、竜巻、 火山(降灰)等)発生時の措置に関すること			

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識
および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災
内部溢水およびその他自然災害発生時の措置に関することを含み、その実施時期は1回/年以上
とする。

※4:アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

対象者と教育時間 ※2						
運転員				燃料取替の 業務に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員
当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者			
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	×
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
対象者と教育時間は、表130-2参照						
対象者と実施時期、教育時間 については、表130-3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
					○ (1時間以上)	
					×	×
対象者と実施時期、教育時間 については、表130-3参照					○ (1時間以上)	
					○ (0.5時間以上)	×
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
対象者と実施時期、教育時間 については、表130-3参照					○ (0.5時間以上)	×
対象者と実施時期、教育時間 については、表130-3参照					○ (0.5時間以上)	
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)

×:教育の対象外

():合計の教育時間

(中略)

表130-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容				
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力 発電所新規配 属時)
	原子炉施設の構造、 性能に関すること	設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常の場合に講ずべき処置の概要	
放射線業務 従事者 教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		法、令、労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内に おいて核燃料 物質、使用済燃 料またはこれら によって汚染さ れた物を取扱う 業務に就かせる 時
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること	
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響	
	核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染さ れた物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業 の方法・順序	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法	
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉施設保安規定	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報 告に関すること、ならびに関係法令および保安規定の遵守 に関すること	1回/10年毎 以上
	原子炉施設の運転に 関すること	運転管理	臨界管理に関すること	
			運転上の留意事項に関すること、通則に 関すること	
			運転上の制限に関すること	
			異常時の措置に関すること	
			原子炉物理・理論に関すること	
			巡視点検に関すること	
			定期的に実施するサーベランスの操作に関すること	
	運転訓練	異常時対応(現場機器対応)※3		
		異常時対応(中央制御室内対応)※3		
異常時対応(指揮、状況判断)※3				
シミュレータ訓練Ⅰ(直員連携訓練)				
シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・ 警報発生時対応訓練)				
シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の対応・ 判断・指揮命令訓練)				
保守管理	保守管理計画に関すること			
放射線管理に関する こと	放射線管理	放射線測定器の取扱い		
		管理区域への出入り管理等、区域管理に 関すること		
		線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること		
		管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること 協力会社の放射線防護に関すること		
核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取 扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること		
	燃料管理	燃料管理における臨界管理 燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関すること		
非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること (アクシデントマネジメント対応を含む)		
		重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること		
		火災、内部漏水およびその他自然災害(地震、津波、竜巻、 火山(降灰)等)発生時の措置に関すること		

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識
および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。
※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災
内部漏水およびその他自然災害発生時の措置に関することを含み、その実施時期は1回/年以上
とする。
※4:アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

対象者と教育時間 ※2						
運転員				燃料取替の 業務に関わる者	左記以外の 技術系所属	事務系所属
当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者			
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	×
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
対象者と教育時間は、表130-2参照						
対象者と実施時期、教育時間 については、表130-3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
対象者と実施時期、教育時間 については、表130-3参照					○ (1時間以上)	×
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
対象者と実施時期、教育時間 については、表130-3参照					○ (0.5時間以上)	×
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)	◎※4 (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
×:教育の対象外
():合計の教育時間

実用発電用原子炉の
設置、運転等に関する
規則の改正に伴う
変更

変更後

備考

表130-3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容			具体的教育内容
中分類	小分類(項目)	細目	
関係法令および保安規定の遵守に関する事	原子炉施設保安規定		総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録
原子炉施設の運転に関する事	運転管理	原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関する事
		運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要
			運転上の留意事項の概要
			運転上の制限の概要
			異常時の措置の概要
		巡視点検・定期的検査Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目
			定期的実施するサーベランスの内容と頻度
		異常時対応※3(現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要
			各設備の運転操作の概要(現場操作)
			警報発生時の対応操作(現場操作)
		運転管理Ⅱ	異常時操作の対応(現場操作)
			運転上の通則の適用と根拠
			運転上の留意事項の基準値と管理方法
			運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置
	巡視点検・定期的検査Ⅱ	異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	
		巡視点検時の確認項目の根拠	
	異常時対応※3(中央制御室内対応)	定期的実施するサーベランスの操作と基準値	
		原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	
		各設備の運転操作と監視項目	
	運転管理Ⅲ	警報発生時の対応操作(中央制御室)	
異常時操作の対応(中央制御室)			
運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を超える場合の措置			
制限および制限を超えた場合の措置の根拠と運用			
異常時対応※3(指揮、状況判断)	異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠		
	異常時操作の対応(判断・指揮命令)		
	警報発生時の監視項目		
運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	警報発生時の監視項目	
	シミュレータ訓練Ⅱ	運転操作の際の連携訓練	
	シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	
保守管理	保守管理計画に関する事Ⅰ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	
	保守管理計画に関する事Ⅱ	定期検査時の検査項目概要	
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	定期検査時の検査項目の根拠	
	燃料管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	
		燃料の臨界管理に関する事	
		燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関する事	

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
 ※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。
 ※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する事、火災、内部漏水およびその他自然災害発生時の措置に関する事を含む。

対象者 ※1					実施頻度および時間
運転員				燃料取替の業務に関わる者	
当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者		
◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で30時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内) <放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者> 3年間で24時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内) <燃料取替業務に関わる者> 3年間で3時間以上※2 ※4(下記※4と同枠内)
◎	×	×	×	×	
◎	◎	◎	×	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	
◎	◎	◎	◎	×	

◎:全員が教育の対象者
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
 ×:教育の対象外

実用発電用原子炉の
 設置、運転等に関する
 規則の改正に伴う
 変更

変更前	変更後	備考
<p>(記 録)</p> <p>第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1第40号、第41号、第42号、<u>第43号、第49号および第50号</u>は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(記 録)</p> <p>第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1第40号、第41号、第42号<u>および</u>第43号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p><u>4 原子力部長は、組織に表132-5に定める保安に関する記録を保存させる。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>

変更前			変更後			備考
表132-1 つづき			表132-1 つづき			実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	
38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※6	38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※6	
39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者 の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間	39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者 の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間	
40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※6	40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※6	
41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※6	41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※6	
42. 事故の原因	同上	※6	42. 事故の原因	同上	※6	
43. 事故後の処置	同上	※6	43. 事故後の処置	同上	※6	
44. 風向および風速	連続して	10年間	44. 風向および風速	連続して	10年間	
45. 降雨量	同上	10年間	45. 降雨量	同上	10年間	
46. 大気温度	同上	10年間	46. 大気温度	同上	10年間	
47. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	47. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
48. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の 氏名	実施の都度	3年間	48. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の 氏名	実施の都度	3年間	
49. <u>発電用原子炉施設における保安活動の実施の 状況の評価の結果</u>	評価の都度	※6	※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。 ※2：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、イグナイタを起動している期間 ※3：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報（2号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報（3号炉）をいう。 ※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。 ※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 ※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間			
50. <u>発電用原子炉施設に対して実施した保安活動 への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u>						
※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。 ※2：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、イグナイタを起動している期間 ※3：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報（2号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報（3号炉）をいう。 ※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。 ※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 ※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間 （以下、省略）			※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。 ※2：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、イグナイタを起動している期間 ※3：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報（2号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報（3号炉）をいう。 ※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。 ※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間 ※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間 （中略）			

変更前	変更後	備考						
(規定なし)	<p data-bbox="1409 380 1531 411"><u>表132-5</u></p> <table border="1" data-bbox="1403 411 2591 638"> <thead> <tr> <th data-bbox="1403 411 2119 464"><u>記録項目</u></th> <th data-bbox="2119 411 2591 464"><u>保存期間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1403 464 2119 548"><u>1. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</u></td> <td data-bbox="2119 464 2591 548"><u>※8</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1403 548 2119 638"><u>2. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u></td> <td data-bbox="2119 548 2591 638"><u>※8</u></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1389 642 2599 709"><u>※8：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</u></p>	<u>記録項目</u>	<u>保存期間</u>	<u>1. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</u>	<u>※8</u>	<u>2. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u>	<u>※8</u>	<p data-bbox="2623 415 2867 552">実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p>
<u>記録項目</u>	<u>保存期間</u>							
<u>1. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</u>	<u>※8</u>							
<u>2. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</u>	<u>※8</u>							

変更前	変更後	備考
<p>(応急措置)</p> <p>第327条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常体制を発令した場合において、次の応急措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退避誘導および構内入域制限 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 消火活動 (4) <u>緊急被ばく医療</u> (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置 <p>(記 録)</p> <p>第332条 各課長は、表332-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表332-1第19号、第20号、第21号および第22号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表332-2に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表332-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>4 各課長は、表332-4に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>附 則 (平成25年7月1日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2 第74条の表74-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則 (平成29年12月6日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>	<p>(応急措置)</p> <p>第327条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常体制を発令した場合において、次の応急措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退避誘導および構内入域制限 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 消火活動 (4) <u>原子力災害医療</u> (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置 <p>(記 録)</p> <p>第332条 各課長は、表332-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表332-1第19号、第20号、第21号および第22号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表332-2に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表332-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>4 各課長は、表332-4に定める保安に関する記録を保存する。<u>ただし、表332-4第12号および第14号は、原子力部長が組織に保存させる。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>附 則 (平成25年7月1日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2 第74条の表74-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>附 則 (平成29年12月6日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p><u>附 則 (平成 年 月 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2 第3条、第6条、第10条、第119条、第130条および第132条については、この規定施行後初めて原子炉等規制法の第43条の3の29の規定による届出をするまでの間は、従前の例による。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>附則の追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の5および第17条の6 関連)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。</p> <p>1 重大事故等対策 1.1 重大事故等対策のための計画の策定</p> <p>(中略)</p> <p>i. 支援組織は技術支援組織と運営支援組織で構成し、それぞれの技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 運営支援組織は、情報連絡班、報道班、技術支援班および総務班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>ア 情報連絡班は、発電所災害対策本部の運営、情報の収集、関係官庁および関係地方公共団体への通報連絡ならびに各班へ災害対策本部（松山）および災害対策本部（高松）からの指令事項の連絡を行う。</p> <p>イ 報道班は、関係地方公共団体等の対応および報道機関の対応を行う。</p> <p>ウ 技術支援班は、発電所内外（周辺海域を含む）の放射線・放射能の状況把握、発電所災害対策要員の被ばく管理および放射性物質による汚染の除去を行う。</p> <p>エ 総務班は、避難誘導、救護、警備対策、資機材の輸送調達、<u>緊急被ばく医療</u>の実施および食料等の調達手配を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の5および第17条の6 関連)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。</p> <p>1 重大事故等対策 1.1 重大事故等対策のための計画の策定</p> <p>(中略)</p> <p>i. 支援組織は技術支援組織と運営支援組織で構成し、それぞれの技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 運営支援組織は、情報連絡班、報道班、技術支援班および総務班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>ア 情報連絡班は、発電所災害対策本部の運営、情報の収集、関係官庁および関係地方公共団体への通報連絡ならびに各班へ災害対策本部（松山）および災害対策本部（高松）からの指令事項の連絡を行う。</p> <p>イ 報道班は、関係地方公共団体等の対応および報道機関の対応を行う。</p> <p>ウ 技術支援班は、発電所内外（周辺海域を含む）の放射線・放射能の状況把握、発電所災害対策要員の被ばく管理および放射性物質による汚染の除去を行う。</p> <p>エ 総務班は、避難誘導、救護、警備対策、資機材の輸送調達、<u>原子力災害</u>医療の実施および食料等の調達手配を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>1.3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1.2項の活動の実施結果をとりまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長または発電課長に報告する。</p> <p>(2) 安全技術課長および発電課長は、1.1で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p>1.4 重大事故等発生時の支援に関する活動</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために、以下に示す災害対策本部（松山，高松）の役割分担および責任者などを社内規定に定め、体制を確立する。</p> <p>a. 原子力部長は、発電所における非常体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力本部長に報告し、社長は本店に非常体制を発令し、原子力本部長は原子力本部（松山）に非常体制を発令する。</p> <p>b. 社長および原子力本部長は、非常体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センターに災害対策本部（松山，高松）を設置し、社長は原子力災害対策活動を実施するため災害対策総本部長としてその職務を行う。災害対策本部（松山，高松）の両本部は、一体となって災害対策総本部を構成し、発電所での災害対策活動の支援を行う。なお、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子力本部長は災害対策本部（松山）本部長としてその職務を行い、副社長等は災害対策本部（高松）本部長としてその職務を行う。</p> <p>災害対策本部（松山，高松）は、事故状況の把握および事故拡大防止対策、事故拡大防止のための運転措置の支援、保安上の技術的支援、外部電源に関する支援および資機材の調達運搬を行う調査復旧班、情報の収集および災害状況把握を行う情報連絡班、放射線被害状況の把握を行う技術支援班、自治体およびプレス対応を行う報道班ならびに緊急被ばく医療の把握、食料および宿泊の手配調達を行う総務班から構成する。</p> <p>c. 災害対策総本部長が原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、災害対策本部（高松）本部長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な人員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>d. 災害対策本部（高松）本部長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>1.3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課長は、1.2項の活動の実施結果をとりまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長または発電課長に報告する。</p> <p>(2) 安全技術課長、<u>訓練計画課長</u>および発電課長は、1.1で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p>1.4 重大事故等発生時の支援に関する活動</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために、以下に示す災害対策本部（松山，高松）の役割分担および責任者などを社内規定に定め、体制を確立する。</p> <p>a. 原子力部長は、発電所における非常体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力本部長に報告し、社長は本店に非常体制を発令し、原子力本部長は原子力本部（松山）に非常体制を発令する。</p> <p>b. 社長および原子力本部長は、非常体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センターに災害対策本部（松山，高松）を設置し、社長は原子力災害対策活動を実施するため災害対策総本部長としてその職務を行う。災害対策本部（松山，高松）の両本部は、一体となって災害対策総本部を構成し、発電所での災害対策活動の支援を行う。なお、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子力本部長は災害対策本部（松山）本部長としてその職務を行い、副社長等は災害対策本部（高松）本部長としてその職務を行う。</p> <p>災害対策本部（松山，高松）は、事故状況の把握および事故拡大防止対策、事故拡大防止のための運転措置の支援、保安上の技術的支援、外部電源に関する支援および資機材の調達運搬を行う調査復旧班、情報の収集および災害状況把握を行う情報連絡班、放射線被害状況の把握を行う技術支援班、自治体およびプレス対応を行う報道班ならびに<u>原子力災害</u>医療の把握、食料および宿泊の手配調達を行う総務班から構成する。</p> <p>c. 災害対策総本部長が原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、災害対策本部（高松）本部長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な人員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>d. 災害対策本部（高松）本部長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>